

兵庫県公報

令和4年10月5日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（人事課）	1
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（地域振興課）	25
○ 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例（水大気課）	26
○ 建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	27
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（教職員企画課）	27

公布された法令のあらまし

◎職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（条例第39号）

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

兵庫県立兵庫津ミュージアムにおけるひょうごはじまり館の開館に伴い、資料の観覧に係る料金の基準額を定める等所要の整備を行うこととした。

◎水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正により、みなし指定地域特定施設を定める同令の規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第42号）

建築基準法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について同法の引用条文を改めることとした。

- 1 建築基準条例
- 2 使用料及び手数料徴収条例

◎使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第43号）

教育職員免許法の一部改正により、教育職員免許状の更新制が廃止されたことに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行うこととした。

条 例

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年10月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第39号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条—第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

- 1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第3項に規定する指定地域特定施設(以下「指定地域特定施設」という。)(令和4年4月1日以後に設置されたものに限る。)を設置している者の当該指定地域特定施設のみを特定施設等(同第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいう。)として設置している工場又は事業場については、この条例による改正後の水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、この条例の施行の日から1年間は、改正後の条例の規定は、適用しない。



建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第42号

建築基準条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

(建築基準条例の一部改正)

第1条 建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第27条の5中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

第27条の10中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の21の部(36)の款中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同部(41)の4の款中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第43号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の13の部(1)の款中「第2項並びに第16条の2第1項及び第2項」を「第16条第1項」に改め、同部(2)の款中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同部(3)の款中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同部(6)の款中「及び第4項」を削り、同部中(7)の款及び(8)の款を削り、(9)の款を(7)の款とし、(10)の款を(8)の款とし、(11)の款から(14)の款までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。